

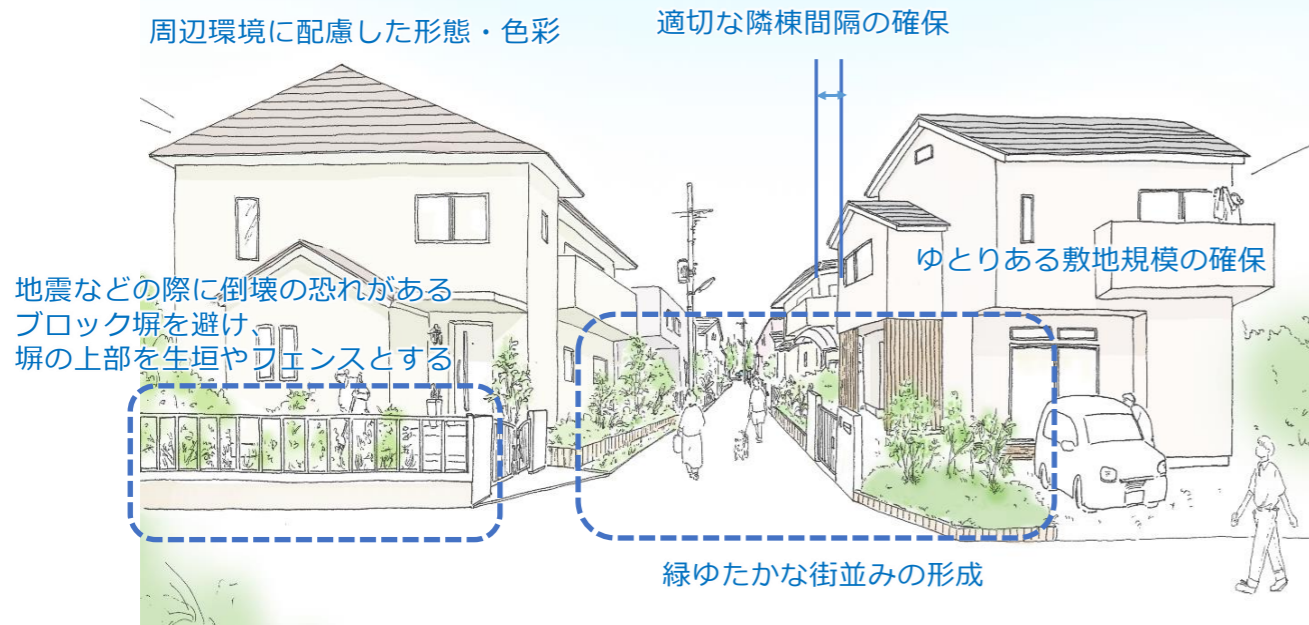
まちづくりの目標

災害に配慮した動線の確保とゆとりある居住環境を保全する。

まちづくりの方針

- 狭い道路の整備を促進し、安全な道路空間を確保する。
- 道路沿いの安全性を高めるとともに、緑ゆたかな街並みを形成する。
- 宅地の細分化を防止し、緑と調和したゆとりある住宅地を形成する。

まちづくりルールのイメージ図



周辺環境に配慮した形態・色彩

・この地区で色彩が問題になったことはあるのか。

→**地域・市の取組** 地区内の建物の色彩について現在までの問題はありますが、将来、派手な色彩の建物が建たないようにするルールが考えられます。

適切な隣棟間隔・ゆとりある敷地規模の確保

・隣の建物との間隔がほとんどない建物が建ってきている。

・70坪前後の土地が2～4区画に分割されている。

→**地域・市の取組** 適切な隣棟間隔を確保し、敷地の細分化を防止するルールが考えられます。

緑ゆたかな街並み

・地区内の緑が減っている。

→**地域・市の取組** 塀の上部を生垣とすることなどで、住宅街に緑を形成するルールが考えられます。

本日の検討内容

- イメージ図におけるルールの内容について引き続き意見交換します
- 検討中の各ルールについて、ワークシートへのご記入をお願いします

ブロック塀

・地震の時に危険なので、ブロック塀は無くしていきたい。

・ブロック塀は倒壊すると危険なので、早急に対応していくべきである。

→**地域の取組** 倒壊の恐れがある危険なブロック塀から、生垣やフェンスに誘導するルールが考えられます。

→**市の取組** 府中市ブロック塀等安全対策費用助成事業により、危険なブロック塀の安全対策工事に一部助成をする事業を行っています。

■府中市ブロック塀等安全対策費用助成事業

府中市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の倒壊防止対策の推進を図り、災害時などの避難経路となる道の沿道にある民間のブロック塀等の倒壊による被害を防止し、市民の安全・安心を図るためブロック塀等の安全対策事業を行う者に対して工事費用の一部を助成する事業を行っています。

助成対象

●府中市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路^{※1}及び、指定通学路^{※2}などに面しているもの

※1 緊急輸送道路等を含めた建築基準法上の道路

※2 府中市立小中学校の通学路指定等に関する要綱に基づく通学路

●耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

その他

・地区内の道路が狭いことが問題であるが、どのようなルールを考えていけばよいのか。

→**市の取組** 幅員4m未満に面した敷地の場合、建替え時に4m以上に広げることは、建築基準法で定められているため、特にルールとして定めることは考えていませんが、府中市において、4m未満の道路沿いで壁面後退する際に奨励金を出す条例が制定され、令和4年4月から開始される予定です。

・地区計画等検討会での話し合いが進むと、これらのルールが将来的には地区計画になるのか。

→**地域・市の取組** まちづくり誘導計画で大筋が決まった後、住民のご意向次第で、地区計画としていくことも考えられます。

■府中市狭い道路の拡幅に関する条例（R4.4.1 から開始）

事業の概要

●事前協議制度

建築基準法第42条2項道路に面する建築確認の申請等を提出する30日前までに事前協議書を市へ提出し、後退用地の範囲、寄付等の有無、整備及び維持管理について協議を行います。（建築計画はないが、寄付等をしていただけの場合は、別途、任意の協議を行います。）

●支障物件の設置禁止

日常の通行及び災害時等の避難並びに緊急車両の通行のため、事前協議を行った後退用地等にプランターや花壇、自動販売機等の支障物件を設置することを禁止します。

●助成金・奨励金の交付

事前協議を行った後退用地等を本市へ寄付していただいた場合、後退用地内にある工作物の除却または移設に要した費用の一部を助成します。また、寄付等していただいた面積に応じて、奨励金を交付します。

●奨励金の額

種別	金額
後退用地の奨励金	1平方メートルあたり固定資産税路線価の1/10に相当する額
隅切り用地の奨励金	1平方メートルあたり固定資産税路線価の1/2に相当する額